

自動車特定整備事業者 様

富山県生活環境文化部環境保全課
富山市環境部環境保全課

道路運送車両法の一部改正に伴う水質汚濁防止法に基づく届出書の提出について

平素より、本県の環境保全の推進にご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、令和2年4月1日から道路運送車両法が改正されることに伴い、同法で規定する自動車特定整備事業を営む場合、水質汚濁防止法に基づく施設の設置の届出や汚水の排出等に関する規制を受ける場合があります。

つきましては、下記の届出対象に該当する場合は、水質汚濁防止法に関する届出が必要となりますので、裏面の提出要領を参考のうえ作成、提出してください。

〈届出対象〉

屋内作業場の総面積が800 m²以上の事業場で、洗車施設を設置している（する）場合。

2 提出要領

(1) 施設の設置に際し必要な届出書は以下のとおりです。

	届出の種類	提出期限
令和2年4月1日時点で 設置（工事着手を含む）している場合	特定施設使用届 （第6条）	令和2年4月30日
令和2年4月2日以降に 設置（工事着手を含む）する場合	特定施設設置届 （第5条）	設置工事着手の 60日前

(2) 事業所の所在地を所管する事務担当に正副2部を提出してください。

富山市外の事業所⇒富山県環境保全課

富山市内の事業所⇒富山市環境保全課

(3) 届出書の作成に当たっては、様式及び記入例等を以下のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

- ・「富山県環境保全課」ホームページ-「相談窓口」-「水質汚濁防止法に基づく届出」
(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00016389.html)
- ・「富山市」ホームページ-「電子申請・申請書ダウンロード」-「住まいと暮らし」
「環境」-「水質汚濁防止法」
(<http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyohozenka/shinseisho/suishitsu/suishitsuodakuboshi.html>)

(4) 作成、提出にあたり不明な点がありましたら、事務担当までご連絡ください。

富山市外の事業所について

〒930-0005	富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング8階
	富山県 環境保全課 水質保全係
電 話	076-444-3146
F A X	076-444-3481
e-mail	akankyohozen@pref.toyama.lg.jp

富山市内の事業所について

〒930-8510	富山市新桜町7番38号
	富山市 環境保全課 環境保全係
電 話	076-443-2086
F A X	076-443-2087
e-mail	kankyohozen-01@city.toyama.lg.jp